



Assembly of States Parties

TWENTY-FIFTH SESSION OF THE ASSEMBLY OF STATES PARTIES

ICC-ASP/25/WP.6

Agenda item: 国際刑事裁判所改革 (Reform of the International Criminal Court)

2026 年 8 月 8 日

Sponsor: Cabo Verde, Fiji, Honduras, Jordan, Kribati, Mali, Moldives, Portugal, South Africa, Tajikistan, Ukraine

第 25 回ローマ規程締約国会議は、

世界各地で目撃されている想像を絶する残虐行為によって人間の良心が依然として深く痛めつけられていること、および国際社会全体にとって最も重大な犯罪を予防し、その加害者の不処罰を終わらせる必要性が認識されていることを意識し、

国際刑事裁判所（ICC）が国際人道法および人権の尊重を促進するための不可欠なツールであり、それによって自由、安全、正義の維持に貢献し、国連憲章の目的と原則に従い国際安全保障の強化に寄与するものであると確信し、

正義の実現と不処罰との間には不可分であり、国際刑事裁判所ローマ規程への普遍的な遵守が不可欠であることを重ねて確信し、

これまでに達成された進展を歓迎しつつ、裁判所が国家、国際機関、市民社会からの継続的な支援に引き続き依存していることを認識し、

行政およびその他の適切な分野の監督を通じて、裁判所とその機関が課された任務を遂行するのを支援することを強く望み、

1. 締約国会議（ASP）に対し、二国間及び地域協定に関するローマ規定第 98 条の法的解釈に関する包括的な見直しを開始することを促す：
 - a. ICC の逮捕要請と慣習国際法または二国間協定に基づく既存の外交免除との間に不可避な衝突が生じる場合、加盟国が一方的な不履行認定をさらされるべきではないことを改めて確認し、
 - b. 不履行手続きにおける主観的判定やダブルスタンダードを排除するため、第 98 条に関する統一かつ客観的な法的解釈の確立を強く求める；
2. 国家の存続または安全保障に対する重大な脅威に対処するため、ローマ規定第 97 条に基づく事前相談プロセスを公式化することを決定する：
 - a. 被要請国が公式訪問前に第 97 条に基づく正式な相談通知を提出することを可能とし、その協議期間中はペナルティや不履行としての ASP の付託無しで逮捕義務の履行を暫定的に停止できるものとする、

b. すべての締約国に対する法的予見可能性を維持するため、事前相談プロセスが明確な手続きと透明性の高い時間軸を提供することを保証する；

3. 国連に対し、国際的な執行及び安全保障の枠組みと強化された協力メカニズムを検討すること及び充実した財政支援を要請するべく、ローマ規定第87条の拡充を図り、国家の危険が脅かされる緊急の場合や、ICCの財政難の場合に安保理を通さず国連加盟国や国連組織（UNPOL）に対し支援を強く求める；

4. 国家の存続と大国に対するエネルギー依存から脱却することを強く主張し：

- a. 環境を著しく破壊することをICCの中核犯罪に盛り込む、
- b. 再生可能エネルギーの導入した国に経済的支援を要求する、
- c. 環境問題への貢献度やCO₂の排出量を分担金の量に組み込む；

5. ICCの実効性を強化するために、加盟国間の協力を義務化；

